

構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	支援措置に係る提案事項(事項名)	支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1499	14992030	公共的な意義が非常に大きい民間の事業(アジア・ビジネス・インキュベーションセンター)に対する日本政策投資銀行の出資制度の拡充	日本とアジアのベンチャー企業を積極的に集積するため、民間事業者による投資ファンドによる出資や各種起業支援サービスなどを行うインキュベーション施設をアイランドシティ地区に誘致する。 誘致にあたっては、民間資金の誘導を促進するため、我が国のベンチャー産業振興の一環として、政策投資銀行の出資制度等の拡充を行う。	(提案されているインキュベーション施設業務内容) ・施設: インキュベーション関連施設及びアジアの情報中核機能をもつ施設等をアイランドシティに整備。 ・技術の目利き機能、事業化の評価機能: 形骸化した既存の評価基準ではなくより公平で的確に評価。 ・資金提供: 投資的な資金を活用し専用のファンドを組成。補助金中心からの脱皮。 ・育てる: インキュベーションマネージャーの設置、的確な資金投入。	・福岡市は、アジアとのビジネス交流拠点形成をめざしており、アイランドシティにその中核となるアジアビジネスゾーンを整備することとしている。 ・ベンチャー支援については、知的財産の活用という観点から民間の投資意欲も高いが、施設の整備にかかる投資が過大であり、民間の投資意欲を減退させている。 ・今回の提案は、民間の資金とノウハウを活用した提案であり、実現すれば日本・アジア全体の経済の活性化に寄与するものである。 ・民間による事業の円滑な遂行のためには、事業立ち上げのための初期の段階での国の支援が重要であり、政策投資銀行の出資の拡充により、民間による事業実施が可能となる。	福岡県	福岡県福岡市	九州・アジアの賑わいの都「福岡」	地域再生計画「九州・アジアの賑わいの都「福岡」」を推進するにあたり、民間による歴史、文化、人材育成機能を有した集客拠点の整備のための(仮)まつりファンドの創設、従来は公共団体を対象とした補助制度を活用し、公共団体が設置していた高度先進医療センターについて、民間による整備を可能とするための(仮)高度先進医療ファンドの創設、民間によるインキュベーション施設の整備等に関する日本政策投資銀行の出資制度の拡充を提案。
1513	15131011	さとうきびを活かした奄美農業環(わ)の活性化特区構想	(前段) 企業等に対する政府系金融機関の融資条件の緩和及び農業委員会事務の公益法人への一部権限委譲を図る。	企業等が農業経営を開始しようとする際にさとうきび栽培に限り農機具や機械設備の保有、農地取得、造成のために奄美群島振興開発基金から一般農業振興資金を融資できるように条件を緩和して企業等の農業参入を容易にし、さとうきびの大規模農業を期待する。 また、農業委員会の持つ農地貸借の許可事務を公益法人の(財)名瀬市営農センターへ権限委譲し、(財)名瀬市営農センターの行う権利移動に伴う事務の簡素化を図り、農地集約・流動化の促進に資する。	企業等の農業参入に対し、奄美群島振興開発基金の条件により一般農業振興資金の融資を受けることが出来ず、さとうきびの大規模農業の促進を阻害している。 また、(財)名瀬市営農センターで農地保有合理化事業を実施しているが、農地の貸借に対して農業委員会の許可を必要とするため事務処理に時間がかかる。そこで農業委員会の農地貸借許可事務を(財)名瀬市営農センターへ一部権限委譲して事務の簡素化を図る。	鹿児島県	鹿児島県名瀬市	さとうきびを活かした奄美農業環(わ)の活性化計画	産業波及効果が大きく資源循環性の高い地域特性の農作物(さとうきび)を活かした地域産業の振興を図るために、農業の新規参入者の確保と、農地の集約・流動化(連担)を推進する。そのために次の措置を提案する。 建設業・森林組合・NPO等が新分野へ進出 さとうきび栽培に対する技術取得等の支援措置 さとうきびに限定した農地保有合理化事業を強化する農地集約・流動化支援措置 農産物加工施設整備の支援措置 グリーンツーリズムに対する支援 バイオマスタウンの実現に向けた取組み 下水道補助対象施設における目的外使用承認の柔軟化

構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	支援措置に係る提案事項(事項名)	支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1291	12912030	港湾関連補助事業全般における、予算の繰り越し手続きの簡素化	気象条件に左右されやすい港湾工事の施工にあたって、地域の自主裁量を拡大し、これまで以上に、柔軟かつ効果的に工事を進めるため、港湾関連補助事業における予算の繰り越し手続きを簡略化する。	岸壁改良 海岸護岸の補強 緑地整備	港湾関連工事は、気象・海象条件に影響されやすく、特に台風期などは作業中断を余儀なくされる。また、海洋工事の特性から、当初において想定できない要因により、作業が遅れることもある。このため、作業期間が限定され、年度内の工事完了に向けて過密な工程の設定が必要となることが多い。	愛知県	名古屋港管理組合	名古屋港産業ハブ特区計画	名古屋港は、海上輸送と陸上輸送の結節点として、中部地域の発展に大きく寄与している。こうした中、急増する海上コンテナ貨物の港湾内(陸域)における効率的な輸送が重要となっており、自動車の警光灯(回転灯)装備と公道走行を柔軟化し、物流機能の更なる効率化をめざす。また、港湾施設整備において、地域の自主裁量性の拡大により、港湾の国際競争力強化に努める。
1214	12142010	国庫補助金等事務の合理化推進モデルプロジェクト	国庫補助負担金事業については、申請等に際して求められる地方の事務負担が大きい。三位一体改革を通じて国庫補助金を削減し税源移譲する方向が示されているものの、政府の削減方針は補助金等の一部にとどまっており、なお多くの補助負担金制度が存続するものと考えられる。このことから、国と地方共同のプロジェクトチームを編成して国庫補助負担金事業に係る「申請等事務負担」を軽減する取組みを推進し、補助事業の効率的な執行、行政事務のスリム化をはかるものである。 地方事務・事業の多くを占める各府省ごとの国庫補助負担金事業の全体を見直すことができれば、地方が得られる事務合理化効果は極めて大きい。地方財政が厳しさを増し、かつ自立改革を求められる中で、直接住民サービスに充てられないこのような事務経費、中間コストをいかに削減できるかは、地方にとって極めて重要な課題である。また、これによって国、県の事務も合理化でき、全体の効果はさらに高まることも期待できる。以上のことから、ア「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」及び同法施行令と、これに基づく各所轄府省規則等で定める手続きを改める。具体的には、継続的な補助で、かつ経常的支出に係るものについては「所要額調」をなくし、「交付申請」と「実績報告」に絞る。イ「交付申請」時の提出書類を事業量の推移、変化を示すもの(過年度資料、対象者推計値等)に絞り、「実績報告」において詳細資料を提出する。ウ県が国費を受けて行う国間接補助事業については、時期、提出書類を含めて、直接補助分と一体化する。エ 投資的支出に係る事業についても、同様の趣旨から見直しを行う。これについて、早期に全国実施が困難な場合は、認定市町村を「国庫補助金等事務合理化推進モデルプロジェクト地区」に指定し、国・県・市町村によるプロジェクトチームを編成して実地調査を行い、合理化スキームを構築する。	国庫補助負担金事業については、申請等に際して求められる地方の事務負担が大きい。三位一体改革を通じて国庫補助金を削減し税源移譲する方向が示されているものの、政府の削減方針は補助金等の一部にとどまっており、なお多くの補助負担金制度が存続するものと考えられる。このことから、国と地方共同のプロジェクトチームを編成して国庫補助負担金事業に係る「申請等事務負担」を軽減する取組みを推進し、補助事業の効率的な執行、行政事務のスリム化をはかる。地方事務・事業の多くを占める各府省ごとの国庫補助負担金事業の全体を見直すことができれば、地方が得られる事務合理化効果は極めて大きい。地方財政が厳しさを増し、かつ自立改革を求められる中で、直接住民サービスに充てられないこのような事務経費、中間コストをいかに削減できるかは、地方にとって極めて重要な課題である。また、これによって国、県の事務も合理化でき、全体の効果をさらに高める。	国庫補助負担金事業については、申請等に際して求められる地方の事務負担が大きい。三位一体改革を通じて国庫補助金を削減し税源移譲する方向が示されているものの、政府の削減方針は補助金等の一部にとどまっており、なお多くの補助負担金制度が存続するものと考えられる。このことから、国と地方共同のプロジェクトチームを編成して国庫補助負担金事業に係る「申請等事務負担」を軽減する取組みを推進し、補助事業の効率的な執行、行政事務のスリム化をはかるものである。	埼玉県	埼玉県草加市	頑張る自治体・生産性向上プロジェクト	草加市は、一般会計、特別会計をあわせて1千億円余を支出する市内最大のサービス事業所である。この事業所が、いかに生産性を高め、最大かつ最も効果的なサービスを最少のコストで提供できるかは、市民の公共福祉の増進はもとより、地域経済にも大きな影響を与える。そこで、草加市が日々執行している事務・事業に焦点を当て、そのコストパフォーマンスとサービスの向上に支障となっている諸規制の緩和をはかる「頑張る自治体・生産性向上プロジェクト」を提案する。草加市では、この取組みを通じて、より一層の経営改革を進め、厳しい財政事情のもとで市民・納税者の納得を得られる行政運営とサービスを実現しようとするものである。

構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	支援措置に係る提案事項(事項名)	支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1056	10562010	観光船専用バースを有する港湾施設を活用したクルーズ観光振興のための開港	以下の基準を全て満たす港湾をクルーズ観光指定港湾として開港する。 近隣の開港までの距離が330キロメートル以上 観光船専用バースを有する 重要港湾	屋久島、奄美大島、沖縄本島の世界文化遺産・世界自然遺産(候補地を含む)地域と韓国、中国、台湾等のアジア地域や南西諸島と長崎、大阪、横浜など国内観光の拠点港等を結ぶ多彩なクルージングツアー企画を国内外に発信し、観光の振興による地域経済の活性化を図る。	本港は昭和28年の奄美群島本土復帰と同時に開港となり、沖縄の本土復帰を契機に昭和49年開港となった。出入国港とはなっているものの管理事務所はなく、クルーズ客船の外国港間との直接寄港に常時対応できる体制が整っていないため、クルーズ観光ツアー企画の誘致において、地域独自の取り組みには限界をきたしている。地理的ポジションや自然的特性を生かすという新たな奄美群島振興開発特別措置法の基本理念のもと、クルーズ観光による地域経済の活性化を図るためには、出入国のみならず、新たな指定港「クルーズ観光指定港湾」として開港することが最大の手段であるとの理由による。	鹿児島県	鹿児島県名瀬市、社団法人奄美大島法人会青年部	観光船専用バースを有する港湾施設を活用したクルーズ観光の振興	奄美群島は、昭和28年に本土復帰し、その後50年余にわたり各種の社会基盤整備がなされてきたが、本土との所得格差をはじめ、経済的自立には至っていないのが現状である。今後は、これまで整備されてきた社会基盤を活用し、自立的発展のための施策展開が求められている。このような状況の中、重要港湾名瀬港においては、去る4月に観光船専用バースが完成し、クルーズ観光の振興による地域経済の活性化が期待されているが、近隣の開港である鹿児島港と沖縄県那覇港約720kmの海域間は本港を含めて開港がなく外国港間との直接寄港に常時対応するための体制が不十分であり、併せて港湾施設と観光施設の一体的整備がなされていない。 鹿児島県総合計画で掲げるアジア地域を中心とする海外観光客の誘致拡大と本市が目指すクルーズ観光の振興による地域経済の活性化を図るため、本港をクルーズ観光指定港湾として開港するとともに、港湾施設内における観光
1006	10062010	公民館の営利事業者への貸し出し	公民館の全部あるいは一部を民間事業者に貸し出し、そこでの営利事業の運営を可能とする。また、そのような転用の際に補助金の返還や、起債の一括償還を不要とする。	公民館の全部あるいは一部を民間事業者に貸し出し、そこでの有料講座、有料講演会など営利事業の展開を行ったり、無料講座の終了時に有料講座の宣伝活動などを可能とし、より高度な内容の教育を市民が受けられる状況とする。	公民館は、社会教育法第23条にて、営利事業を行うことを禁止されているが、地域再生計画の目的である「公共施設の有効活用」と「PFI活用」(PPPの一分野であるWMI(Wider Market Initiative:行政財産の民間利用による商業化)の考え方の活用)により、公共施設を用いた民間事業者のよりよいサービスにより市民サービスの向上と財政の健全化を同時に図る。	東京都	福田 まこと	公民館WMI	公民館の全部あるいは一部を民間事業者に貸し出し、そこでの有料講座、有料講演会など営利事業の展開を行ったり、無料講座の開催時に有料講座の宣伝活動などを可能とし、より高度な内容の教育を市民が受けられる状況とする。
1022	10222010	公立学校用地の転用の弾力化	国庫補助金や起債にて取得した学校用地について、統廃合等により学校施設として未使用となり転用する場合は、建築物に関する地域再生支援措置と同様な措置を講じる。 1. 国庫補助金を受けて整備された公立学校用地の財産処分については、地域再生計画に資すると判断したときは、国庫納付金は不要とする。 2. 起債を受けて整備された公立学校用地の財産処分については、地域再生計画に資すると判断したときは、繰上償還を不要とする。	国庫補助金や起債にて取得した学校用地について、廃校等により未活用用地について、学校施設以外の公共施設として転用を図って行く。	補助金により取得した公立の小中学校用地について、廃校等に当たっての財産処分は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律22条」の適用を受け、他の目的に使用することが出来ない。しかし、これに附随する廃校舎等に関して、地域再生支援策が示されており、用地に関しても同様に地域再生に資する施設として、補助金の返還と起債の一括償還を不要として欲しい。	東京都	東京都稲城市	公立学校用地の転用の弾力化	国庫補助金や起債にて取得した学校用地に関し、統廃合等により学校施設としては余裕活用用地になった部分について、建物に関する地域再生支援措置と同様な支援措置を講じる。 1. 国庫補助金を受けて整備された公立学校用地の財産処分については、地域再生に資すると判断したときは、国庫納付金は不要とする。 2. 起債を受けて整備された公立学校用地の財産処分については、地域再生に資すると判断したときは、繰上償還を不要とする。



構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	支援措置に係る提案事項(事項名)	支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1097	10971010	介護老人福祉施設の推進	国庫補助金を受けて整備された公立学校の廃校校舎の財産処分承認、国庫納付金を不要とする範囲の拡大及び公立施設の解体に伴う地方債繰上げ償還を不要することにより廃校校舎を解体して介護老人福祉施設を建設する。	施設を整備することにより要介護の状況である高齢者が適正な介護を受けられる。	現状の財産処分の規制緩和及び地方債繰上げ償還の緩和では、既存の建物を転用することは可能であるが、計画している施設は、既存の建物ではその機能をはたすことができないため特例措置を拡充する。	山梨県	山梨県秋山村	介護老人福祉施設構想	昭和56年度に建設した浜沢小学校が、平成12年度に児童の減少等により村内3小学校を1校に統合したために現在廃校舎のままで残っており、地域には特に寂しさがある。 校舎の利活用を検討してきたが具体的な利用もなく、今回介護老人福祉施設を計画するにあたり既存の施設では十分な機能を有しないことから、村ではやむなく廃校舎を解体して、その用地に介護老人福祉施設を建設する。土地については村が貸与し、建設・運営については設立する社会福祉法人が行う。
1097	10972010	介護老人福祉施設の推進	国庫補助を受けて整備された公立学校の廃校校舎の財産処分及び地方債の繰上げ償還について、従来より弾力的な取り扱いで緩和されている中、地域環境・位置的背景から廃校校舎敷地を転用、利用したいが、既存の施設では十分な機能を有しない等、このようなやむを得ない場合における規制緩和のさらなる拡充として廃校校舎を解体しても国庫納付金の納付不要及び地方債の繰上げ償還の不要とすることで、事業計画の推進、地域(市町村)の活性化を促す。	財産処分の規制緩和の拡充及び地方債繰上げ償還の不要により、廃校校舎跡地に介護老人福祉施設を建設する。財産処分の緩和及び地方債の繰上げ償還の不要は市町村への負担が軽減されるとともに、介護老人福祉施設を建設することにより、高齢者が介護を必要な状態になって施設に入所しても、自宅に居たときとおなじように[ごく普通の生活]が営めるように支援していく。	補助事業完了後一定の期間を経過し、事業実施当時予見できなかった社会情勢の急激な変化等により、当初の目的に従った利用ができず用途変更するにあたり、地域の属性にあったものを計画しても財産処分の規制及び地方債の繰上げ償還があり、地域の活性化及び推進が困難となる。	山梨県	山梨県秋山村	介護老人福祉施設構想	昭和56年度に建設した浜沢小学校が、平成12年度に児童の減少等により村内3小学校を1校に統合したために現在廃校舎のままで残っており、地域には特に寂しさがある。 校舎の利活用を検討してきたが具体的な利用もなく、今回介護老人福祉施設を計画するにあたり既存の施設では十分な機能を有しないことから、村ではやむなく廃校舎を解体して、その用地に介護老人福祉施設を建設する。土地については村が貸与し、建設・運営については設立する社会福祉法人が行う。
1153	11532030	地方債により建設した病院施設の機能転換に際しての地方債の繰上償還の免除	自治体病院機能再編成に当たり、病院事業債により建設した病院が、統合再編の結果病院として維持する必要がなくなった場合、他の公共施設に転用する際の繰上償還を免除する。	自治体病院はほとんどが起債事業を活用しており、その機能転換に当たっては、繰上償還が市町村財政上大きな課題となる。それが免除されることが事業を円滑に実施する上で必要。	各病院が機能を転換するに当たり、病院事業債の繰上償還を要となった場合、財源確保などが困難であり、現在、国、県で進めている自治体病院の再編ネットワーク化を阻害する要因となる。	青森県	青森県	自治体病院機能再編成の推進による地域医療体制の再生構想	本県には31の市町村立病院(以下「自治体病院」という。)があり、病院数と病床数でいずれも県全体の約30%を占めるなど、地域医療の確保に大きな役割を果たしてきた。 しかし、医師の確保が困難になっていること、医療費が抑制基調となる中で診療報酬が引き下げられたこと、厳しい地方財政を背景とした一般会計からの繰出不足となっていることなどその存立が危ぶまれている。 県では、自治体病院を、二次保健医療圏ごとに機能再編成し、医療資源を最大限活用し、民間医療機関との連携も視野に入れたネットワーク化を進め、二次保健医療圏内で一般的な医療が完結できる医療提供体制の確立を目指している。
1301	13012020	既存施設の高度化に向けた改修の際に生ずる、過去に補助事業により取得した財産の処分について、当該部分の補助金の返還の免除及び地方債の繰上げ償還の免除	過去に補助事業により取得した財産の処分について、高度化をはかるための改修により処分することとなる財産について、当該部分の補助金の返還及び地方債の繰上げ償還の免除を明示していただきたい。	平成3年度から平成8年度に農林水産省所管の農村総合整備事業により取得したケーブルテレビジョン施設の高度化。	既存施設の改修の際に生ずる過去に補助事業により取得した財産の処分について、当該部分の補助金の返還の免除及び地方債の繰上げ償還の免除を明示的に認めてことにより、時代の要請に応じた施設への機能高度化を図りたい。	山形県	山形県榊引町 山形県朝日村	ケーブルテレビジョン高度活用計画	既設ケーブルテレビジョン施設を、地上デジタル放送への対応と、辺地共聴施設の解消、地域公共ネットワークの整備、インターネットブロードバンド環境の提供、携帯電話不感地域の解消など、放送と通信を一体的に整備することにより、条件不利地域の情報化を効率的に行う。

構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	支援措置に係る提案事項(事項名)	支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1458	14582030	地方債の繰り上げ償還を免除	港湾施設の目的外(行政財産 普通財産への変更も含め)使用の場合の地方債の繰り上げ償還を免除する。	地方債により整備された港湾施設の目的外(行政財産 普通財産への変更も含め)使用の場合の地方債繰り上げ償還を免除する。	限られた港湾空間において、時代とともに変化する地域の多様な要請に対処するため。	富山県	富山県	環日本海交流拠点みなと再生事業	環日本海交流拠点としての「みなと」の再生を図るため、次の支援措置を提案する。 ・地域再生事業債の転貸債としての活用 ・占用に関する国の承認の廃止 ・地方債の繰り上げ償還の免除 ・港湾事業における浚渫土砂の有効利用
1186	11862010	国有財産の減額譲渡の適用拡大	国有財産特別措置法では、普通財産を地方公共団体に対し譲渡する場合、第3条の各号に該当するときは、時価からその5割以内を減額した対価で譲渡することができるとしているが、地域再生計画に位置づけられたものについても、地方公共団体が国の普通財産を取得する場合、この規定を適用する。	北海道森林局帯広分局の廃止に伴い、利用しなくなった庁舎(旧帯広営林支局)を帯広市が買取り、保健福祉センター(仮称)として改修し利用するもの。 この分局庁舎は、道産材を使用する、わが国最大規模の木造建築物であり、少子高齢社会における、市民健康づくりの拠点として有効活用し、保健福祉のまちづくりを進める。	国有財産特別措置法では、適用範囲を法令にもとづく事業等に限定している。しかし、地域再生計画に位置づけられる事業は、計画を推進する上では、密接不可分であることから、国有財産の取得に際して、包括的に減額譲渡の対象にする。	北海道	帯広市	保健福祉のまちづくり構想	少子高齢化の進行より、保健福祉分野における市民ニーズも多様化しており、本市としても、これらに対応した施策を進める必要がある。これまで、本市の保健福祉機能の中核を担ってきた総合福祉センターは、狭隘化が進み、時代ニーズに対応した事業展開ができないことから、国の旧庁舎を有効活用して、市民の健康づくりのための新たな拠点施設を整備する。新たな施設と既存施設が相互に連携しながら、子育て総合支援・障害者支援など、保健福祉の充実を図るとともに、市民交流・市民活動の拠点として活用し、少子高齢化に対応した保健福祉のまちづくりを推進する。
1488	14882020	国有地の財産処理に関する処分要件の緩和	国有地と市有地の交換について国等の公用・公共用等に供する場合だけでなく、港湾管理者が地域の活性化促進等のために必要な場合についても認められるよう処分要件の緩和	メリケン地区において、国有地と市有地を交換し、変形地を整形地とする。これにより、効率的な土地利用が可能となり、資産価値が高まることとなるため、事業者の進出が容易となり、神戸港が賑わい、活性化につながる。	現状、市有地が三角地であるため、利用希望のある事業者が効率的な利用ができないことにより、企業誘致も進まない状況にある。隣接する国有地との交換により整形地とすることにより、国有地及び市有地ともに有効で効率的な利用を可能とする。そのためには、国有財産法第18条第1項により、行政財産の交換は認められていないため、現在、国土交通省所管の行政財産を普通財産に変更する必要がある。国有地は普通財産になると、財務省への所管替えとなり、この財務省所管の国有地を市有地と等価交換する。普通財産の交換については、国の公共用に供する場合だけでなく、管理者が必要な場合についても認められることにより、企業誘致や事業者の進出を推進することができる。	兵庫県	兵庫県神戸市	神戸港再生構想	我が国経済の発展を支えてきた歴史ある国際貿易港として重要な役割を担ってきた神戸港において、「国際みなと経済特区」における規制緩和の活用、「スーパー中核港湾」による次世代高規格コンテナターミナルの育成や官民一体となった荷役の効率化やコスト削減への取り組み、さらには神戸市独自の事業の促進や港湾関連情報のIT化の促進によってロジスティクスハブ拠点機能を強化して世界水準の港湾サービスを提供し国際競争力の回復に取り組んでいく

構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	支援措置に係る提案事項(事項名)	支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1523	15232020	未利用国有地の都市基盤整備を進めるための特例措置	<p>八尾空港は、阪神淡路大震災において、救援物資等の搬送等の基地として重要な役割を果たしました。また、隣接地には、大阪府が平成15年9月に「大阪府中部広域防災拠点」を開設しております。一方で国においても京阪神都市圏広域防災拠点基本構想で八尾空港周辺地域を基幹的広域防災拠点と連携する地域と位置づけており、八尾空港西側跡地は、防災対策上重要な位置にあります。</p> <p>しかしながら、災害時の物資輸送車両などが十分に活動するための道路等の整備が遅れているなか、広域幹線道路である大阪中央環状線からのアクセス道路については、八尾空港西側跡地を利用して道路整備等を行うことがもっとも有効であり、広大な空間の一部を公園等のオープンスペースに活用することも防災活動にとって重要なものであります。</p> <p>そこで、西側跡地に道路や公園等の都市基盤整備を行うに当たり、本市地域が南海・東南海地震防災対策推進地域に指定されたことから、道路法90条第2項に基づき、必要な用地について、無償貸付または譲与等の支援を行うことを同条項の解釈運用の通達に追加していただきたい。東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進にかかる特別法や国有財産法第22・28条において、八尾空港と連携した防災道路やオープンスペース等の整備に必要な用地について未利用国有地を無償貸付又は譲与できる規定を特例として追加していただきたい。</p> <p>また、平成15年11月13日付け財政制度等審議会財政制度分科会歳出合理化部会の特別会計の見直しについての取り扱いについても、西側跡地の状況を踏まえて、国有財産の有効活用と早期の効率的な処分につながるため、都市基盤整備についての用地確保の特例的な扱いを設けていただきたい。</p>	<p>東南海・南海地震に対応するために、八尾空港と連携して広域的な防災活動に起用するためのアクセス道路やオープンスペース国有地を利用して確保する。</p> <p>都市基盤の整備がされることで、八尾空港と連携した災害活動が迅速にできるとともに、地域のまちづくりが可能となり、20年間以上も未利用であった国有地の処分も効率的に実現できる。</p>	<p>当該用地は、20年以上未利用の状態が続いており、基盤整備が全くされていない状態にあり、西側跡地の土地利用検討会(大阪航空局、大阪府、大阪市、八尾市)においても、現在の状況では、開発等に膨大な費用がかかるため、地元自治体はもとより民間等においても一括して購入することは、非常に困難なことが認識されています。</p> <p>このような状況のなか、地域のまちづくりと国有財産の適正な処分を両立させるためには、道路等の都市基盤の整備を行い、当該土地の付加価値を上げることが必要であると考えます。</p> <p>また、都市基盤整備がされれば、民間事業者等にとっても魅力ある土地となり、結果として国有地が早期に効率的、効果的に処分できるものと考えます。</p>	大阪府	大阪府八尾市	未利用国有地を活用した災害に強いまちづくり	<p>20年以上も未利用である国有地(八尾空港西側跡地)の有効活用を進めるために、八尾空港周辺地域で災害に強いまちづくりを進めることや地域経済の活性化、地域雇用の創出を実現するために、都市計画の視点から道路・公園などの都市基盤整備や民間事業者誘致等の取り組みを行う、地元自治体が参画できる国有地処分を含めたまちづくりを検討する国のプロジェクト設置や国有地処分の弾力化、都市基盤整備のための国有地活用などの支援を求めるものです。</p> <p>このことで、南海・東南海地震等にも対応できる防災活動機能の充実などの災害に強いまちづくりを進めるとともに、国有地の効率的な処分を実現できます。</p>
1523	15232030	未利用国有地を都市計画的な視点から有効活用を進めるプロジェクト支援措置	<p>地元自治体のまちづくりを実現できることや国にとっても有益な処分結果が得られるためには、「空港整備特別会計」所管の部門だけではなく、国有地を地域のまちづくり及び防災活動に有効活用するために国の役割を十分に発揮していただけるよう国土交通省、総務省を中心とした(仮称)「八尾空港西側跡地土地利用推進プロジェクトチーム」を設置していただき、地元自治体と協力して、柔軟で多様な手法による処分・活用等支援していただきたい。</p> <p>なお、この支援措置は、支援措置番号11203(地域再生支援のための特定地域プロジェクトチーム)の設置とは、対象となる土地が国有地という国の所有物であるため、国の主体性が高くなることや地元自治体がチームへ参画できるなどから新たな支援措置として提案するものです。</p> <p>なお、地域再生プロジェクトとして既に認められている支援(11203地域再生支援のための「特定地域プロジェクトチーム」)の設置とは、対象となる地域が未利用の国有地であり、国の主体的な関与が必要であることから、同様な支援となるかどうか不明なため、提案します。</p>	<p>八尾空港西側跡地をまちづくりに活かすと共に、国有地の有効な処分を進めるために、都市計画的な視点から国(国土交通省、総務省など)と地元自治体等が協力して進めるためのプロジェクトチームを設置し具体的な計画づくりを行う。</p> <p>八尾空港と連携した災害に強いまちづくりが国有地を活用して国とともに実現できる。</p> <p>また、国有地を活用して地域の活性化及び地域雇用の創出が実現できるまちづくりが可能となる。</p>		大阪府	大阪府八尾市	未利用国有地を活用した災害に強いまちづくり	<p>20年以上も未利用である国有地(八尾空港西側跡地)の有効活用を進めるために、八尾空港周辺地域で災害に強いまちづくりを進めることや地域経済の活性化、地域雇用の創出を実現するために、都市計画の視点から道路・公園などの都市基盤整備や民間事業者誘致等の取り組みを行う、地元自治体が参画できる国有地処分を含めたまちづくりを検討する国のプロジェクト設置や国有地処分の弾力化、都市基盤整備のための国有地活用などの支援を求めるものです。</p> <p>このことで、南海・東南海地震等にも対応できる防災活動機能の充実などの災害に強いまちづくりを進めるとともに、国有地の効率的な処分を実現できます。</p>



構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	支援措置に係る提案事項(事項名)	支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1127	11272010	地域通貨に関するガイドラインの策定	地域通貨は、地域経済の活性化等の面からも今後様々な形での発行が予想されるところであるが、現行法上の問題点に対する具体的な基準が示されていないために、個々の発行主体において「前払式証票の規制に関する法律」、「出資法」、「銀行法」、「紙幣類似証券取締法」等関連法規に抵触しないように工夫を凝らしているところである。しかし、法的な規制がゆるいことが、逆に、地域通貨への一般の信頼性を低くし、ひいては普及の妨げになっている。したがって、国において早急に地域通貨に関するガイドラインを策定するとともに、地方自治体による許可制度等を取り入れるなど地域通貨の信頼性を高め、かつ、その導入の支援を希望するものである。	NPO法人が歩道(公道)上に有料駐輪場を設置、経営し、その利用時間が一定時間に満たない利用者に、返金の代わりとして地域通貨を発行し、地元商店街において使用できるようにすることで、違法駐輪の削減と商店街の活性化を図るもの。	地域独自の取り組みとしての地域通貨導入を国として支援することにより、地域経済の活性化を図る。	千葉県	特定非営利活動法人 青少年地域ネット21	商店街の賑わいを創出する放置自転車対策構想	特区第4次提案により可能となる「道路上に設置した自転車の駐車場」をNPO法人が設置し、駐車時間に応じて価値の異なる地域通貨を領収書として発行する。地元商店街において一定基準による割引等を実施し、地域通貨として流通させることで、放置自転車対策及び地域経済の活性化を図るもの。